

熊本県情報公開審査会答申の概要
(平成25年12月5日付け答申第110号)

1 事案の概要

H24.9.25 異議申立人

情報公開条例(以下「条例」)に基づき、知事(以下「実施機関」)に対し、「事業者Aに対する聴聞会内容のテープ起こし文書一式(起案文書も含む)」を開示請求(以下「本件開示請求」)

H24.11.8 実施機関

本件開示請求に該当する行政文書として、「事業者Aの行政処分に係る聴聞調書」(以下「本件行政文書」)を特定し、条例第7条第2号、第3号及び第6号に該当する部分を除き、部分開示決定(以下「本件部分開示決定」)

H24.12.25 異議申立人

本件部分開示決定を不服として、異議申立て。

H25.2.6 実施機関

情報公開審査会に諮問(諮問第151号)。

2 当事者の主張の趣旨

(1) 異議申立人

本件部分開示決定を取り消して、適正な開示をすることを求める。

実施機関が指定取消し処分にした重要な行政判断を示すものだから、その証拠となる聴聞会のテープ起こし文書が「存在しない」などという説明は通用しない。

(2) 実施機関

当該聴聞会の逐語のテープ起こし文書は存在しない。このため、聴聞会の内容をテープ起こしによってまとめた文書である「聴聞調書」を本件行政文書として特定した上で、個人に関する情報(条例第7条第2号)、法人に関する情報(条例第7条第3号)、事務事業支障情報(条例第7条第6号)に関する部分を不開示とする部分開示決定を行った。

3 審査会の判断

(1) 結論

実施機関が行った部分開示決定は、妥当である。

(2) 理由

ア 本件行政文書の特定の妥当性について

(ア) 審査会が保有を確認した行政文書について

聴聞調書以外に6つの電子ファイルの存在が確認された。

審査会でこれら6つのファイルの内容を見分したところ、これらと聴聞調書は、語尾の用語等の違い以外はほぼ同内容であることが確認された。

(イ) 特定の妥当性について

聴聞については、行政手続法の定めに基づき主宰者が聴聞調書を作成し、当該調書において、不利益処分の原因となる事実に対する当事者及び参加人の陳

述の要旨を明らかにしておかなければならないとされている。

このことと、上記（ア）の確認結果を踏まえると、当該聴聞会の逐語のテープ起こし文書は存在せず、聴聞の結果に関する文書として、正式に確定したものは聴聞調書のみであるとする実施機関の説明には、特段の不自然、不合理な点は認められない。

イ 本件部分開示決定の妥当性について

（ア）聴聞について

行政手続法第13条第1項によれば、聴聞とは、行政庁が許認可等を取り消す不利益処分をしようとするときに当該不利益処分の名あて人となるべき者について執るべき手続である。

（イ）本件部分開示決定の妥当性について

聴聞調書は、聴聞の審理の経過を主宰者が取りまとめて作成し、行政庁に提出するものである。そして、上記のとおり、聴聞調書には、聴聞の場において行われた不利益処分の原因となる事実に対する当事者等の陳述の要旨を明らかにしておかなければならないとされている。

このため、聴聞においては、当事者等の率直な意見が陳述される必要があるところ、その発言の中には守秘すべき個人情報や法人等の内部情報が含まれることがあるので、その結果を記載した聴聞調書の内容が、開示請求によってそのまま一般に開示されることとなれば、聴聞の目的を達することは困難となると考えられる。

諮問実施機関	： 熊本県知事
諮問日	： 平成25年 2月 6日（諮問第151号）
答申日	： 平成25年12月 5日（答申第110号）
事案名	： 特定の介護サービス事業者に対する行政処分に係る文書の部分開示決定に関する件

答 申

第1 審査会の結論

熊本県知事（以下「実施機関」という。）が特定の介護サービス事業者に対する行政処分に係る文書について、平成24年11月8日に行った部分開示決定は、妥当である。

第2 諮問に至る経過

- 1 平成24年9月25日、異議申立人は、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対し、「平成 年 月 日に行われた （以下「事業者A」という。）に対する聴聞会内容のテープ起し文書一式。（起案文書も含む）」について、行政文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 平成24年11月8日、実施機関は、本件開示請求に該当する行政文書として、「事業者Aの行政処分に係る聴聞調書（平成 年 月 日実施分）」（以下「本件行政文書」という。）を特定し、条例第7条第2号、第3号及び第6号に該当する部分を除き開示する部分開示決定（以下「本件部分開示決定」という。）を行った。
- 3 平成24年12月25日、異議申立人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対して本件部分開示決定を不服とする異議申立てを行った。
- 4 平成25年2月6日、実施機関は、この異議申立てに対する決定を行うに当たり、条例第19条第1項の規定に基づき、当審査会に諮問を行った。

第3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

本件部分開示決定を取り消して、適正な開示をすることを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、異議申立書等によれば、おおむね以下のとおりである。

（1）実施機関は、「当該聴聞会の逐語のテープ起こし文書は存在しない。」

としているが、それでは何を根拠に当該事業所の指定資格の取消し処分を行ったのかという疑問が生じる。

- (2) 実施機関が聴聞内容を十分精査して地場産業を指定取消し処分にしたという重要な行政判断を示すものだから、その基本(証拠)となる聴聞会のテープ起こし文書が「存在しない」などという説明は通用しない。
- (3) 聴聞の主宰者が、自分の個人主観によって恣意的に内容を割愛して作成した「事業者Aの行政処分に係る聴聞調書」などというものが、本件指定取消し処分の根拠となるなどということは絶対にあってはならないことで、このようなものを開示請求した覚えはない。
- (4) 実施機関は、「特定の法人に関する情報であり、非公開で行われる聴聞における当該部分を公にすると、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。」としているが、実施機関が報道機関等に渡した報道資料では、当該法人を名指しで一方的に「悪質業者」と決めつけて、なおも実施機関側の刑事告発によって逮捕にまで至った。当該法人の利益や競争上の地位その他正当な利益を害しているのは明らかに実施機関である。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関からの理由説明書等での説明内容を要約すれば、おおむね以下のとおりである。

1 本件行政文書について

当該聴聞会の逐語のテープ起こし文書は存在しない。このため、聴聞会の内容をテープ起こしによってまとめた文書であり、行政手続法(平成5年法律第88号)第24条において聴聞の主宰者が審理の経過を記載し、不利益処分の原因となる事実に対する当事者の陳述の要旨を明らかにすることとなっている聴聞調書を本件行政文書として特定した。

2 本件部分開示決定について

- (1) 本件行政文書には、「個人の住所、氏名等が分かる部分」があり、当該部分については、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、条例第7条第2号に該当すると判断し、不開示とした。
- (2) また、「聴聞における当事者、行政庁及び主宰者の意見陳述・質問等の発言部分の一部」については、特定の法人に関する情報であり、非公開で行われる聴聞における当該部分を公にすると、当該法人の権利、競争

上の地位その他正当な利益を害するおそれがあること、加えて、聴聞における当事者等の上記の発言部分を公にすることにより、今後、聴聞における当事者等の率直な意見陳述等ができなくなり、聴聞の機能を低下させ、公正な行政処分の手続に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第7条第3号及び6号にも該当すると判断し、不開示とした。

その上で、それ以外の部分、すなわち予定される不利益処分の内容、原因となる事実及び根拠となる法令の条項、聴聞の進行その他に係る部分について開示を行った。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件行政文書の内容を見分した上で、異議申立人の主張内容及び実施機関の説明内容に基づき、本件部分開示決定の妥当性について調査、審議した結果、以下のように判断する。

1 本件行政文書の特定の妥当性について

(1) 審査会が保有を確認した行政文書について

ア 実施機関に対し、聴聞調書以外に当該聴聞につき実施機関が作成した文書の保有の有無について確認したところ、聴聞調書を取りまとめるに当たって作成された以下6つの電子ファイルの存在が確認された。

聴聞調書別紙【事業者A】まとめ

聴聞調書別紙【事業者A】

聴聞調書別紙【事業者A】職員A

聴聞調書別紙【事業者A】職員B

聴聞調書別紙【事業者A】職員C

聴聞調書別紙【事業者A】職員D

イ 保有が確認された上記 ~ の具体的内容については、次のとおりであった。

まず、 ~ は聴聞会の内容をテープ起こしするに当たり、職員が4人で分担して作成したそれぞれの電子ファイルで、逐語ではないが、当事者の発言がほぼ網羅的に記録されているものであった。

また、 は、 ~ を合体し、若干の補正を加え全体版としているものとのことであった。

そして、この を聴聞概要素案として主宰者に提供し、主宰者は、この に若干の補正を加え、「聴聞調書」を作成したとのことであった。

なお、 は の冒頭部1ページ程度の内容であるが、これは ~ をそれぞれの職員が作成するに当たっての見本としたものとのことであった。

審査会でこれら6つのファイルの内容を見分したところ、これらと聴聞調書は、語尾の用語等の違い以外はほぼ同内容であることが確認された。

(2) 特定の妥当性について

聴聞については、行政手続法の定めに基づき主宰者が聴聞調書を作成し、当該調書において、不利益処分の原因となる事実に対する当事者及び参加人の陳述の要旨を明らかにしておかなければならないとされている。

このことと、上記(1)の確認結果を踏まえると、当該聴聞会の逐語のテープ起こし文書は存在せず、聴聞の結果に関する文書として、正式に確定したものは聴聞調書のみであるとする実施機関の説明には、特段の不自然、不合理な点は認められない。

よって、実施機関が聴聞調書を本件行政文書として特定したことは、妥当であると判断される。

2 本件部分開示決定の妥当性について

(1) 本件行政文書について

実施機関が本件行政文書として特定した「聴聞調書」は、次の3つの文書で構成されている。

聴聞調書(件名、期日、場所、出頭した当事者(代理人・補佐人)の住所及び氏名、行政庁の職員の職名及び氏名、証拠書類等の標目等)

聴聞調書の別紙(行政庁の職員の陳述の要旨、当事者・参加人・代理人・補佐人の陳述の要旨(提出された陳述書における意見の陳述を含む。)等)

聴聞時の行政庁からの冒頭説明

(2) 聴聞について

行政手続法第13条第1項によれば、聴聞とは、行政庁が許認可等を取り消す不利益処分をしようとするときに当該不利益処分の名あて人となるべき者について執るべき手続である。

なお、同法第20条第6項では聴聞の期日における審理は、行政庁が公開することを相当と認めるときを除き、公開しないこととされている。

(3) 本件部分開示決定の妥当性について

上記(2)のような聴聞について作成される聴聞調書は、聴聞の審理の経過を主宰者が取りまとめて作成し、行政庁に提出するものである。そして、上記1(2)のとおり、聴聞調書には、聴聞の場において行われた不利益処分の原因となる事実に対する当事者等の陳述の要旨を明らかにしておかなければならないとされている。

このため、聴聞においては、当事者等の率直な意見が陳述される必要があるところ、その発言の中には守秘すべき個人情報や法人等の内部情報が含まれることがあるので、その結果を記載した聴聞調書の内容が、開示請求によってそのまま一般に開示されることとなれば、聴聞の目的を達することは困難となると考えられる。

したがって、進行等に係る一部の部分を除き、聴聞調書の出席者の陳述部分を条例第7条第6号に該当するとして、不開示としたことは妥当である。

また、出頭した代理人の住所及び氏名の不開示部分は、代表者以外の代理人の氏名等が記載されているものであり、これを条例第7条第2号の個人情報に該当するとして、不開示としたことも妥当である。

3 結論

以上により、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

熊本県情報公開審査会

会	長	馬場	啓
会長職務代理者		上拂	耕生
委	員	石井	麻衣子
委	員	立石	邦子
委	員	原島	良成

審 査 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成25年 2月 6日	・ 諮問（第151号）
平成25年 3月21日	・ 実施機関から部分開示決定理由説明書を受理
平成25年 4月26日	・ 異議申立人から意見書を受理
平成25年 6月10日	・ 審議
平成25年 7月 8日	・ 異議申立人の口頭意見陳述の実施、審議
平成25年 8月12日	・ 実施機関からの説明聴取、審議
平成25年 9月 2日	・ 審議
平成25年10月 7日	・ 審議
平成25年11月11日	・ 審議